

バスターミナルのバリアフリー化について (平成26年3月末現在)

【バリアフリー化の目標】

バスターミナルについては、「1日当たりの平均的な利用者数が3千人以上であるバスターミナルについては、平成32年度までに、原則として全てについて、段差の解消、視覚障害者誘導用ブロックの整備、便所がある場合には障害者対応型便所の設置等の移動等円滑化を実施する。また、これ以外のバスターミナルについても、地域の実情に鑑み、利用者数のみならず、高齢者、障害者等の利用の実態等を踏まえて、移動等円滑化を可能な限り実施する。」とされております。

バスターミナルの段差への対応施設数

区分	項目	総施設数	1日当たりの利用者数が3千人以上の施設	段差が解消されている施設数 (移動円滑化基準第4条に適合)	
				3千人以上の施設数	3千人以上の施設に対する割合(%)
平成23年度		158	51	84	41
平成24年度		155	52	85	43
平成25年度		154	50	87	41

(注)バスターミナルとは、一般乗合旅客自動車運送事業の用に供する自動車ターミナルであり、旅客の乗降のため事業用自動車を同時に2両以上停留させることを目的として設置した施設であって、道路の路面その他の一般交通の用に供する場所を停留所として使用するもの以外のものである。

【参考1】バスターミナルのエレベータ・エスカレータ設置施設数(平成25年度末)

1日当たりの利用者数が3千人以上の施設のうちターミナルが1階以外に設置されている施設	エレベータを設置している施設数	エスカレータを設置している施設数	
		割合(%)	割合(%)
9	8	88.9%	7

(注)1日当たりの利用者数が3千人以上の施設のうちターミナルが1階以外に設置されている施設に対するエレベータ、エスカレータのいずれか、又は両方を設置している施設の割合は100%である。

【参考2】旧基本方針

「1日あたりの平均的な利用者数が5千人以上であるバスターミナルに関し、平成22年までに、段差の解消、視覚障害者用誘導ブロックの整備、便所がある場合には身体障害者対応型便所の設置等の移動円滑化を原則として全てのバスターミナルについて実施する。また、これ以外のバスターミナルについても、地域の実情にかんがみ、利用者のみならず、高齢者、身体障害者等の利用の実態を踏まえて移動円滑化を可能な限り実施する。」

区分	項目	総施設数	1日当たりの利用者数が5千人以上の施設	段差が解消されている施設数 (移動円滑化基準第4条に適合)	
				5千人以上の施設数	5千人以上の施設に対する割合(%)
平成13年度末		216	44	85	30
平成14年度末		216	45	88	32
平成15年度末		217	42	89	30
平成16年度末		214	41	88	30
平成17年度末		210	44	82	33
平成18年度末		200	42	80	32
平成19年度末		186	40	84	31
平成20年度末		184	43	87	36
平成21年度末		184	40	91	35
平成22年度末		172	37	87	34
平成23年度末		158	35	84	33
平成24年度末		155	36	85	34
平成25年度末		154	34	87	31